

# 「若者応援企業宣言」をしませんか？

## 「若者応援企業宣言」事業とは・・・

一定の労務管理の体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者(35歳未満)の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。※本事業は、25年度予算成立後に開始されます。現在はその事業の開始の準備を行っているものです。

一定の労務管理体制

積極的に若者(35歳未満)を採用・育成

詳細な企業情報・採用情報を公開

若者応援  
企業宣言

ハローワークが  
積極的に  
御社をPR!!

## 「若者応援企業宣言」をすると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	愛知労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援企業」を名乗ることができます	「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。(※1)

(※1) ただし、使用期間は求人の提出日から原則、その事業年度末までです。継続して「若者応援企業」の名称を使用する場合は、改めて求人を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

## どんな企業が「若者応援企業宣言」できるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小・中堅企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人など、若者対象のいわゆる正社員求人(※2)をハローワークに提出すること
2	「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること
3	右の就職関連情報を開示していること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社内教育、キャリアアップ制度等</li> <li>・ 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況</li> <li>・ 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況</li> <li>・ 前年度の有給休暇および育児休業の実績</li> <li>・ 前年度の所定外労働時間(月平均)の実績</li> </ul>
4	労働関係法令違反を行っていないこと
5	事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
6	新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと
7	助成金の不支給措置を受けていないこと

(※2) 正社員とは、雇用期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度の社員をいいます。派遣求人(特定労働者派遣求人は除く)や請負求人は、本事業の趣旨・目的に沿わないため対象外となります。



# 「若者応援企業宣言」までの流れ

## ① 求人提出

### ハローワークに 学卒求人・一般求人を提出

※期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度のいわゆる正社員求人の提出が必要です。

## ② 「宣言基準」の確認

- 事業目的に賛同していること
- 就職関連情報を開示していること
- 労働関係法令違反を行っていないこと

※宣言書などによって「宣言基準」を確認させていただきます。

## ③若者応援企業宣言

### 「若者応援企業」求人として公開

- 愛知労働局のホームページに「若者応援宣言企業」として企業名や就職関連情報を掲載します。
- 宣言された日から原則、その事業年度末まで「若者応援企業」の名称を使用できます。

## 事業所PRシート（記載例）

このような情報が愛知労働局のホームページに掲載されます。

事業所PRシート【若者応援企業用】			
事業所番号	2300-000000-1	事業所名	〇〇コウギョウ カブシキガイシャ
電話番号	052-000-0000		〇〇工業 株式会社
採用担当	本社 総務部 部長 〇野△和		
所在地	〒450-0008 愛知県名古屋市中区栄365丁目45-50		
主な事業内容	・自動車の工作機械及び部品の製造 ・機械設計開発業務	ホームページ	http://www.xxxxxxxxxxxxxxxxxx.co.jp



H22年に内装を改築し、快適なオフィス環境です。



若手社員の提案も取り上げて取り組んでいます。

1. 会社の特長・事業内容等	2. 社内教育・キャリアアップ制度等	3. 求める人材・選考基準	4. 社長や先輩社員からのメッセージ
我が社は創業70周年を迎えます。工作機械の製造業として愛知の製造業を支えて参りました。安定した取引先との事業だけでなく、新しいものづくりを支えるための技術革新にも日々取り組んでおります。今後も愛知の「ものづくり」を支えていきます。	最初の3か月はマンツーマンで現場の社員が皆さんの指導を徹底に行います。現場でのOJTを学んだあとは、当社独自の技能検定を実施しておりますのでレベルアップのための検定にチャレンジしていただけます。検定対策講座への参加も、勤務時間内で行えます。社員の皆様のキャリアアップは、積極的に応援しています。	チームワークを大切に、周りの意見を素直に聞ける人。コツコツとこなして頂く仕事も多いので、事務処理能力も求めます。長時間のデスクワークをこなす忍耐力も必要です。また、周りは社長をはじめ個性的なメンバーが多いです。あらゆる年代の方と接することができる方を募集しています。	当社には若手社員も多く活気があります。チームで意見を出し合っていると良い「ものづくり」を目指します。社内の雰囲気も良く、すぐに溶け込むことが出来ると思います。実務経験がなくても当社の業務内容に興味を持って頂いた方は、お気軽にお問い合わせください！社員一同お待ちしております！！

5 新卒者の採用実績・定着状況									
年度	24年度			23年度			22年度		
	高校	短大・大学	その他	高校	短大・大学	その他	高校	短大・大学	その他
採用人数	2人	2人	0人	3人	2人	0人	3人	2人	0人
うち在職人数	2人	1人	0人	2人	2人	0人	3人	1人	0人

6 35歳未満の正規雇用労働者（5を除く。）の採用実績・定着状況				7 福利厚生制度		
年度	24年度		23年度		22年度	
	採用人数	うち在職人数	採用人数	うち在職人数	採用人数	うち在職人数
	5人	5人	5人	4人	5人	3人
10 日/年				新婚旅行休暇(1週間)		

8 有給休暇の取得状況		9 育児休業の取得状況	
(有給休暇取得総日数÷正社員数)		男性:	女性:
20		50%	100%
10 所定外労働時間(月平均)		※1 育児休業取得者数÷出産した者の総数	
20 時間		※2 育児休業取得者数÷出産した者の総数	
11 インターンシップの受入れ	可(2人)	受入可能時期(8月から9月中で5日間)	
12 職場見学・職場体験の受入れ	可(1人)	実施できる内容(軽作業の補助)	
13 出張講話	可	実施できる内容(軽作業の補助)	
14 その他		職場見学のお申込みはいつでも結構です。事前に担当者へご連絡ください。	

※ 「インターンシップ」や「職場見学・職場体験」の受入れを可能とPRいただいた事業所には、後日、ハローワーク等からご相談の連絡をさせていただく可能性があります。



詳しくは、愛知労働局、ハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省・愛知労働局・ハローワーク